

13. 指定管理者の候補者の選定 （2）選定基準と配点（配点は、審議会委員1人あたり）

区分	選定基準	審査項目	着眼点	判断基準の例	対応項目	配点
1	住民の平等な利用の確保 (10点)	① 施設の設置目的及び町の管理方針との適合性	・公の施設として、ふるさとセンターの管理に関する基本的な考え方を理解しているか ・町が示した管理の基準と申請者が提案した運営方針が合致するか	ア. ふるさとセンターが地域住民と消費者の交流を促進し、農業経営及び生産加工技術の研修、農業情報等の提供、食生活の改善並びに介護福祉等地域住民の健康増進を総合的に図るための施設であることについて理解しているか イ. 指定管理者の指定を申請した理由が、上記アを踏まえたものであるか ウ. 申請者の目的、問題意識等が明確であるか	事業計画3[1]①②、[2]①	5
		② 平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果	・ふるさとセンターの利用者が特定の者に偏ることとなる計画となっていないか	ア. 利用者が平等・公平に利用できるための仕組みが示されているか イ. 前項の内容は、実現性のあるものか	事業計画3[2]②	5
2	サービスの向上及び施設の効用の最大限の発揮 (35点)	① 利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果	・ふるさとセンターの現状及び将来展望を見込めるものか	ア. ふるさとセンターの管理に関する基本的な考え方を理解し、その考え方に沿う内容であるか イ. 前項の内容は、実現性のあるものか	事業計画3[2]①	5
			・利用拡大のための取組、手法及びPR方法を検討しているか	ア. 利用拡大のための取組、手法は具体的で実現性があるか イ. ホームページやその他SNSを、PR等に活用する等の具体的な内容となっているか	事業計画3[2]②	5
		② サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果	・サービス向上を図るための手法は適切か	ア. 利用者が快適に利用できる方策が示されているか イ. サービス向上につながる方策が示されているか ウ. ふるさとセンターの施設の機能を発揮した内容か エ. 前各項の内容は、実現性のあるものか	事業計画3[2]②	15
			・苦情処理の対応策は十分か	ア. 想定される問題等に適切に対応するための方策を検討しているか イ. 前各項の内容は、維持可能なものか	事業計画3[2]②	5
		③ 施設の維持管理手法及び内容的確性	・施設の維持管理、安全管理に対する考えは適切か	ア. 仕様書に沿う管理が可能か	事業計画全般	5
3	経費の縮減 (20点)	① 管理運営業務に係る提案価格	・提案価格は適切か	ア. 提案指定管理料は、町が示した上限額以内であるか イ. 管理運営に係る経費が不足することなく支出額に計上されているか	収支計画 収支計画	5 5
			② 収支計画の妥当性及び実現性	・収入、支出の積算方法や根拠が適切か ・収入計画の実現可能性はあるか	ア. 事業計画を遂行する収支となっているか イ. 前項の内容は、実現性があるか	収支計画 事業計画全般
		4	管理運営を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力 (35点)	① 安定的な運営が可能となる人的能力及び体制の有無	・職員体制は十分か、また、職員の採用や確保の方策は適切か ・職員の指導育成、研修体制は十分か ・労働関係法令の遵守や労働環境への適切な配慮がされているか ・緊急時（犯罪、災害等）の体制や対応は十分か ・個人情報の取扱いは適切か	ア. 管理業務やサービス提供に支障の無い職員配置、業務分担勤務時間、勤務体制等が確保できる計画であるか イ. サービスの向上や適切な管理が見込まれる職員の研修計画が示されているか ウ. 労働関係法令等の遵守や職員の労働環境の維持向上に向けた対応が適切になされているか エ. 防犯、防災対策のほか、災害等が発生した場合の対処方法は適切であるか オ. 緊急時における連絡体制の構築や訓練等の事前準備は適切か カ. 個人情報等への制度の理解、情報管理等が適切になされるものであるか
② 安定的な運営が可能となる経理的基盤	・財務状況は継続的にサービスの提供が見込める状態にあるか				ア. 申請者の財務状況は堅実か、財務状況は健全か	財務諸表等
③ 公共施設の運営実績	・より安定した運営のための施設の管理実績があるか			ア. 施設の運営に関しての十分なノウハウ等を保有しているか イ. ふるさとセンターの現行の指定管理者である団体からの応募であるか	事業計画2 事業計画3[3]② 事業実績等 事業実績等	5 5
				合計		100

区分3 審査項目① ア：満たす・・・5 満たさない・・・0

区分4 審査項目③ イ：満たす・・・5 満たさない・・・0

配点が5の場合の評価（上記以外）：特に優れている・・・5 優れている・・・4 普通・・・3 多少不十分である・・・2 不十分である・・・1 劣っている・・・0

配点が10、15又は20の場合の評価：配点が5の場合の評価のそれぞれ2倍、3倍又は4倍とする。なお、同一評価レベルの中で優劣をつける必要がある場合においては、委員の判断により、配分された得点の範囲内で柔軟に点数を付けることができるものとする。

特に優れている・・・町の要求水準を大幅に上回っている。高度な能力を有している。

優れている・・・町の要求水準を上回っている。十分な能力を有している。

普通・・・町の要求水準を満たしている。一応の能力を有している。

多少不十分である・・・町の要求水準を下回っている。能力が多少乏しい。

不十分である・・・町の要求水準を大幅に下回っている。能力が乏しい。

劣っている・・・能力がほとんどなく、任せることに不安がある。